

広報かんら

お知らせ版 No.1191

2021年
3月15日号

発行・編集・印刷
甘楽町
(総務課行政係)



お知らせ

固定資産の縦覧

地方税法に基づき、自己の土地や家屋の評価が適正かどうか判断できるようにするため、土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供します。

縦覧期間 4月1日(木)～5月31日(月)
※土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時。毎週水曜日は午後7時まで。

縦覧場所 役場住民課

縦覧できる内容 縦覧帳簿に記載されている価格など(所有者や課税標準額などは縦覧できません)

縦覧できる人

固定資産税の納税者

納税者であることの本人確認

▼マイナンバーカード・運転免許証・納税通知書・健康保険証などが必要です。

▼納税者の代理人も縦覧できます

(納税管理人・同居の親族・委任状持参者)

問い合わせ 住民課税務係

(☎内線261・268)

「はかり」の定期検査

計量法では、取引または証明に使用している「はかり」は2年に1回の定期検査を受検することが義務付けられています。

対象計量器「はかり」

商店・工場などの営業用、病院・薬局などの調剤用、学校・幼稚園・保育園・病院などの健康診断用、観光農園・農産物直売所などで販売に使用している「はかり」など

検査日 4月27日(火)

時間・会場

午前10時～11時・旧甘楽第三中学校
午後0時30分～3時30分・JAG甘楽支所

費用 検査手数料が必要

注意事項

▼付着物がないように掃除して持参してください。

▼付属しているもの(分銅・おもり・電池・電源アダプターなど)も持参してください。

▼この検査に代わる計量士による検査を受ける方法もあります。

問い合わせ 産業課商工観光係

(☎413・414)

国民年金基金のお知らせ

国民年金基金は、国民年金に上乗せして加入し、税金優遇を受けながら掛け金を積み立て、老後により充実した年金を受け取ることができる公的な年金です。

特徴

①掛け金が全額「社会保険料控除」で、受け取る年金も「公的年金等控除」の対象です。

②受け取る年金は、終身が基本で一生変動しません。

③万一の時はご遺族に一時金が支払われます。(遺族保証のないB型も選べます)

④掛け金は、加入時の年齢で一定です。途中で口数の増減もできます。

加入できる人

①国民年金の第1号被保険者(免除の人などは除く)

②国民年金の任意加入者(60歳～65歳未満の人や海外在住の人)

問い合わせ

全国国民年金基金 群馬支部
☎0120・65・4192

広告